

令和5(2023)年度 滋賀県保育協議会事業基本方針

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

児童憲章基本綱領

少子高齢化や人口減少等による人口構造の変動や地域のつながりの希薄化等を背景に子育て家庭に負担感や孤立感が高まり、虐待や貧困など子どもや子育てをめぐる社会的な問題が顕在化していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行や感染予防対策の長期化に伴う社会や生活環境の変化により子育て家庭の孤立や子育て不安がより深刻化しています。

また、急速な子ども人口の減少は我が国の社会経済にとって最重要の課題であるとともに、子育て家庭を支え子どもの成長を育んできた保育所・認定こども園等（以下「保育所等」）の運営を脅かしており、地域の子育て支援の基盤となる社会資源としての存続も重要課題です。

国においては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、昨年6月に児童福祉法が改正され、令和5年度には「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置がされるところです。

保育所等には、身近な相談機関として子育て家庭の相談に気軽に応じるとともに、多様な保育ニーズへの対応や地域の支援主体をつなぐソーシャルワーク機能なども期待されています。このため、今後の保育の在り方も視野に入れながら役割と機能を再整理するとともに人材の確保と研修の充実による保育士等の資質や専門性の向上・拡充がますます重要となっています。

一方、令和4年度には、全国において複数の保育所・認定こども園で事故の発生や虐待事案が確認されました。もとより、保育所等には子どもの健やかな育ちや人権尊重等を通じた子どもの最善の利益を保障する役割がありますが、改めて、子ども主体および子どもの権利擁護という保育の基本を再確認し、子どもにとって安心・安全な場を確保する取り組みが必要です。

こうした状況を踏まえ、滋賀県保育協議会は、社会の要請や地域における子どもや子育ての支援ニーズに応え、地域の社会資源としての保育の“質”と“量”を確保するため、下記のとおり事業の充実と強化を図ります。

1. 研修の充実

- ・ 保育者・調理担当者及び運営管理者等研修の専門性の拡充を図る。
- ・ 研修機会確保のため、感染予防対策の徹底とともにオンデマンド研修を推進する。

2. 人材確保・定着への支援強化

- ・ 保育士・保育所支援センター事業の充実により、保育の魅力向上と更なる就職支援および就業継続支援の強化を図る。

3. 公益的活動の促進

- ・ 活動事例の情報提供などにより、会員園に地域の社会資源として公益的活動の積極的な推進を促す。

4. 災害支援・防災対策の強化

- ・ 滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)をはじめとする災害支援活動への参画や会

員園における防災対策の強化を進める。

5. 研究活動の推進

- ・ 子ども人口減少地域での保育の在り方、併せて保育所等の多機能化に関する調査・研究を行う。